

【イギリス】コロナウイルス法の制定

海外立法情報課 芦田 淳

* 2020年3月、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、医療・福祉サービスにおける人員の確保や、当該ウイルス感染の抑制等を図る法律が制定された。

1 制定の背景

イギリスでは、2020年3月25日、2020年コロナウイルス法¹（以下「2020年法」）が制定された。同法は、政府がイギリスにおける新型コロナウイルス感染症の影響に対処できるようにすることを目的としており、既存の規定を改正するか、又は新たな二次立法制定権を導入するための時限的な措置を設けている²。

なお、2020年法制定に先立つ2020年3月20日の時点で、イギリスにおいて新型コロナウイルス陽性と判定された累積件数は5,018件、死者は250人となっていた³。

2 2020年法の構成等

2020年法は、全2部102か条附則29編から成り、本則は、第1部「主要規定」（第1条～第84条）と第2部「末尾規定」（第85条～第102条）に分かれている。施行期間に関しては、原則として2年間の時限立法となっている。また、全ての措置が即時に施行されるわけではなく、イングランド、ウェールズ、スコットランド及び北アイルランドの各政府は、必要に応じて新たに認められた権限を行使し、各地域の首席医務官（保健問題に関する最上位の政府顧問）の助言に基づき、必要がなくなれば当該権限を行使しないことが想定されている⁴。

3 2020年法の主な内容

(1) 医療・福祉サービスにおける人員確保

医療ニーズの増加に対応するため、当局が、看護師、助産師、救急救命士等の医療専門職を緊急登録することを可能にしている（第2条及び附則第1編）。これは、近時に退職した当該専門職者、学生、研修生等を登録対象として想定するものである⁵。加えて、復職した場合に年金を減額又は停止する規則⁶を適用しないこととしている（第45条～第47条）。また、ソーシ

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年6月10日である。

¹ Coronavirus Act 2020 c.7. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/7/contents>> 同法制定前の2020年3月上旬までのイギリスにおける新型コロナウイルス感染症対策に関しては、芦田淳「【イギリス】新型コロナウイルス対策のための規則の制定等」『外国の立法』No.283-1, 2020.4, pp.2-3. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11480096_po_02830101.pdf?contentNo=1> を参照。

² “Coronavirus Act 2020: Explanatory Notes,” p.7. Legislation.gov.uk website <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2020/7/pdfs/ukpgaen_20200007_en.pdf>

³ Department of Health and Social Care and Public Health England, “Guidance: Number of coronavirus (COVID-19) cases and risk in the UK.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/coronavirus-covid-19-information-for-the-public>>

⁴ Department of Health and Social Care, “Guidance: What the Coronavirus Bill will do,” 26 March 2020. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/coronavirus-bill-what-it-will-do/what-the-coronavirus-bill-will-do>>

⁵ *op.cit.*(2), p.28.

⁶ 例えば、1995年国民保健サービス年金制度規則（National Health Service Pension Scheme Regulations 1995 No.30 0. <<https://www.legislation.gov.uk/uksi/1995/300/contents/made>>）は、国民保健サービス退職後に復職した者の勤務時間が週16時間を超えた場合、年金支給が停止される旨を定めている。

ヤルワーカーについても同様に、近時に退職した者等を一時的に登録できる権限を当局に認めている（第6条～第7条及び附則第5編～第6編）。さらに、2週間から4週間の無給休暇として緊急ボランティア休暇を創設し、当該ボランティアの所得喪失と費用については、その一部を補償するものとしている（第8条～第9条及び附則第7編）。

(2) 現場職員の負担軽減

行政事務の軽減のほか、住民のニーズに完全に対応できない場合には、地方自治体が提供するサービスに優先順位を設け、最も緊急かつ深刻なニーズを持つ者のケアを確実にできるようにすること（第15条及び附則第12編）や、例えば、裁判における電話会議・テレビ会議の利用範囲の拡大（第53条～第57条及び附則第23編～第27編）のように、職員がより多くの業務を遠隔で、かつ、より少ない事務作業で行えるようにすることを定めている。さらに、新型コロナウイルス感染症により現実に重大な危険が生じており、国境の安全を適切に維持できる国境警備隊の人員が不足している場合、他の合理的に実行可能な手段を講じた上で、政府が空港、港湾又は国際鉄道駅の運用停止を指示することを可能にしている（第50条及び附則第20編）。

(3) 感染の抑制

不要な社会的接触を減らすことを目的として、政府に、イベント又は集会を制限又は禁止する権限や、公衆衛生の状況から必要と判断された場合に施設を閉鎖する権限を付与している（第52条及び附則第22編）。また、教育機関及び保育施設に対して、政府が一時的な閉鎖を指示することを認めている（第37条及び附則第16編）。さらに、2020年5月7日に予定されていた地方選挙等を1年延期した（第60条）。その際、通常選挙サイクルを維持するため、2021年に選出された者は、通常4年間ではなく3年間の任期としている。

(4) 死亡登録制度等の柔軟化

死亡登録に際して、遺族等が登録事務所に出向いて署名する従来の義務を適用せず、電話等で必要な情報を伝えることを認める（第18条及び附則第13編）など、接触機会を減らして感染の抑制に配慮している。また、死者の増加に備えて⁷、火葬の許可に必要な手続を簡素化している（第19条）。

(5) 国民に対する支援

既存の法定傷病手当（statutory sick pay）が、傷病のために就労不能となってから当初の3日間は不支給とする規定⁸を適用しないよう、政府に規則を制定する権限を与え、国民が新型コロナウイルスのために就労不能となった初日から当該手当を受給できるようにしている⁹（第40条）。そのほか、食料供給網（food supply chain）が混乱した場合に、当局が関係者に情報提供を求める規定（第25条）等が設けられている。

参考文献

- James Goddard, “Coronavirus Bill: emergency Covid-19 legislation,” March 20, 2020. House of Lords Library website <<https://lordslibrary.parliament.uk/research-briefings/lln-2020-0086/>>

⁷ *op.cit.*(2), p.40.

⁸ 1992年社会保障拠出及び給付法（Social Security Contributions and Benefits Act 1992 c.4. <<http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1992/4>>）第155条第1項のことを指す。

⁹ 実際に、当該規定は、2020年3月27日制定の2020年法定傷病手当（コロナウイルス）（待機期間の停止及び全般的改正）規則（The Statutory Sick Pay (Coronavirus) (Suspension of Waiting Days and General Amendment) Regulations 2020 No.374. <<http://www.legislation.gov.uk/uksi/2020/374/contents/made>>）により、新型コロナウイルスによる就労不能であり、かつ、就労不能となった日が2020年3月13日以降である場合に適用されないこととなった。